

察に期だけの雇用ができます

人件費の効率化・5年間の安定雇用 継続雇用で技能・技術向上した労働力確保

夏シーズン 4月~10月 夏期野菜 生産

11月~3月 冬期野菜 果物生産

特定技能とは

2019 年 4 月に制定施工された制度です。 新しい在留資格「特定技能」が設けられま した。これを受け、人手不足が深刻である と認められた分野において外国人労働者の 就労が可能となりました。雇用期間は5年 間。特定技能者(労働者)は、雇用主の直接 雇用です。労働基準法等労働諸法が適用さ れます。













日本での技能実習経験者を 中心に人材バンク登録中

お問合せ

GB

登録支援機関

グリーンビジネス協同組合

営業時間9:00~17:00(±·日·祭日除<)

■本 所 〒311-1512 鉾田市白塚581 TEL0291-32-6610

〒305-0031 つくば市吾妻3-8-11デルフィビル1F TEL 029-875-3742

■長 野 連 絡 所 〒399-0738 長野県塩尻市大門七番町4-16 TEL 0263-50-7813